

未来（あした）をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・
支援委員会平成27年度第3回会議

日時 2015年7月16日（木）

（平成27年）

午後3時

場所 藤沢商工会館ミナパーク

2階 役員・議員会議室

日 程

1 開会

2 議題

- (1) 平成27年度第2回会議の開催結果について（資料1）
- (2) 東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境整備に係る要望について（資料2）
- (3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック藤沢市庁内推進会議の報告について（資料3）
- (4) 規約の改正について（資料4）
- (5) 委員会組織の体制等について（資料5）
- (6) その他

3 閉会

事務局 藤沢市企画政策部企画政策課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電 話 (0466) 50-3502

ファクス (0466) 50-8400

e-mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp

未来（あした）をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・支援委員会 委員名簿

2015年（平成27年）7月16日現在

（敬称略）

役職名	氏名	団体名	役職	種別
副委員長	田中 正明	藤沢商工会議所	会頭	経済団体
副委員長	二見 幸雄	公益社団法人藤沢市観光協会	会長	観光団体
	齋藤 光久	公益社団法人藤沢市商店会連合会	理事長	経済団体
	田中 正明	公益財団法人湘南産業振興財団	理事長	経済団体
	安藤 信介	一般社団法人藤沢青年会議所	理事長	経済団体
副委員長	大縫 光宏	藤沢市体育協会	会長	スポーツ団体
	小野 晴弘	公益財団法人藤沢市みらい創造財団	理事長	スポーツ団体
	鈴木 紳一郎	公益社団法人藤沢市医師会	会長	医療関係団体
	鈴木 聡行	公益社団法人藤沢市歯科医師会	会長	医療関係団体
	齊藤 祐一	一般社団法人藤沢市薬剤師会	会長	医療関係団体
	加藤 正美	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	会長	福祉団体
	安 咸子	特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会	理事長	市民活動団体
	河添 健	慶應義塾大学総合政策学部	学部長	市内大学
	河野 英一	日本大学生物資源科学部	学部長	市内大学
	松本 信雄	湘南工科大学	学長	市内大学
	安田 震一	多摩大学グローバルスタディーズ学部	学部長	市内大学
委員長	鈴木 恒夫	藤沢市	市長	行政

未来（あした）をつかむ東京オリンピック・パラリンピック誘致・支援委員会平成27年度第2回会議議事概要

- 1 日時 2015年（平成27年）6月10日（水）午後4時～5時
- 2 場所 湘南NDビル6階第1会議室
- 3 議題

開会に当たり、鈴木委員長から挨拶をした。

- (1) 平成27年度第1回誘致・支援委員会会議の開催結果について

事務局から資料に沿って、4月22日に開催した第1回委員会の議事概要について説明した。（IOC承認までの経緯）

- (2) セーリング競技の開催会場について

事務局から資料に沿って、鈴木市長のコメントの内容について説明を行った。今後の取り組みとして、セーリングのみの組織とする、市民参加型の組織とするなど、組織としてどのように進めていくかを検討していくことを説明した。祝電の紹介。

○各委員からのコメント

- ・たいへん光栄なことであり、たくさんの祝福の言葉をいただいた。郷土愛、人の輪を大切にし、市民の元気が高まることが大切なことだと思う。
- ・念願が叶った。シティプロモーションも世界に大きくアピールしていきたい。
- ・オリンピックが2回経験できることに感激している。大きなイベントを経験することは、その後の原動力となるので、たいへん喜ばしいことである。
- ・インバウンド観光の事業展開をしているところであり、これを契機に観光地としても充実させていき、いずれ国際観光都市になってもらいたい。おもてなしの心で歓迎したい。
- ・藤沢市に通っている学生にとってメリットがあり、とても幸せなことである。全力で協力させていただきたい。
- ・セーリング選手を抱えているので、よろしくお願ひしたい。
- ・国体の時に私たちの組織ができたこともあり、これを契機にまた発展で

できればよいと思っている。

- ・ 50年前は市民憲章ができた年なので、今回も何か新しいものができればよいと思っている。役割分担をし、知恵を出し合いながら進めていきたい。
- ・ ドーピング、薬物乱用防止などに取り組んでいきたい。

(質疑)

○ 会議名称の「誘致」は、不要なのではないか。

→ 事前キャンプもあるので、検討させていただきたい。

(3) その他

特になし

平成 28 年度 神奈川県 の 施策 ・ 制度 ・ 予算 に 関 する 要 望

東京オリンピック・パラリンピック に向けた環境整備に係る要望



藤 沢 市

東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境整備 に係る要望

2015年（平成27年）6月8日に、国際オリンピック委員会（IOC）理事会において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会セーリング競技会場として江の島（湘南港）が承認されました。

昨年来の会場見直しにおいては、ひとかたならぬご尽力を賜り、心より感謝申し上げますとともに、再び大会会場という名誉と大会開催による感動と期待を前に市民も喜びに沸いております。

その一方で、半世紀前の大会開催に伴い整備された公共施設は老朽化し、2020年大会のレガシーとして持続的に継承、発展を遂げるためには、再整備、老朽化対策等が必要となっております。

そのため、今後連携を密にし、協調して大会の成功に向けた取組を進めるに当たり、地元住民等からの要望を踏まえ、緊急かつ重要と想定される事項について、別紙のとおり取りまとめましたので、実現に向けて緊密な打ち合せの場を設けていただきますよう要望いたします。あわせて、ビーチバレーボールの事前キャンプ誘致に関する事項についても要望いたしますので、格別のご配慮をくださいますようお願い申し上げます。

2015年（平成27年）7月13日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

藤沢市長

鈴木 恒 夫

2015年（平成27年）6月8日に国際オリンピック委員会（IOC）理事会において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会セーリング競技会場として江の島（湘南港）が承認されました。

1964年大会に次ぐ2度目の開催となり、市民の大会開催に向けた機運も高まりをみせる中、2014年（平成26年）11月にIOC総会で採択された「オリンピック・アジェンダ2020」において、既存施設の最大限の活用が提言されています。一方で、前回大会の際に建設、築造された公共施設は、更新、長寿命化等の対応が迫られるとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化も求められているところです。

安全、円滑かつ盛大に大会運営を図るためには、周辺環境を含めた再整備が必要になるとともに、2020年以降のレガシーとなるよう持続的な地域の価値の維持、創出が必要となるため、県市が協調して取り組む中で、役割分担を明確化していくことが必要であると考えます。

また、市民協働の「未来をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・支援委員会」では、本大会の支援に加え、ビーチバレーボールの事前キャンプ誘致にも取り組んでいます。



大会に向けて想定される重要事項及び要望事項

競技大会の実施と事前キャンプの実施に向けて、次の事項が想定されますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。

<1 競技大会全般について>

- ① 大会の成功と計画的なレガシーの活用により、マリンスポーツの継承、発展と地域の持続的な活性化に向けて、協調して取組を推進することが必要と考えます。
- ② 県市の役割分担を明確化し、責任ある協力体制を確立するとともに、課題の効果的な解決に向け、緊密な打ち合わせの場を設けることが必要と考えます。
- ③ 大会運営においては、湘南港の停泊艇、陸置艇の移設、広域的な漁業関係者との調整、交通対応等が想定されることから、対象となる自治体との連携を強化することが必要と考えます。

<2 セーリング競技の大会実施について>

- ① 競技関係団体等から要望の多い、江の島ヨットハーバー内の艇庫（保管庫）、修理庫等の恒久的な競技関連施設の整備について検討することが求められています。
- ② プレ大会、テストマッチ等も含め、セキュリティ等を目的とした規制については、催事等との重複を避けるため、早期にその時期と範囲を明確にすることが必要と考えます。
- ③ 消防、救急体制、特に水難救助体制については、その施設、資機材等の整備に係る補助制度等を創設するよう、関係団体に働きかけることが必要と考えます。
- ④ 大会運営に起因する事業については、施設設備に係る整備事業だけでなく、催事等ソフト事業を含めた周辺事業も対象とする幅広い補助制度等を創設するよう、関係団体に働きかけることが必要と考えます。

<3 周辺の移動環境等の整備について>

- ① 観戦者等に対するバリアフリー、ユニバーサルデザインについては、江の島入口地下道をはじめとする競技会場までの整備だけでなく、大会会場以外の江の島島内のエリアについても同様の整備が求められています。
- ② オリンピックの環境への配慮の視点を踏まえ、駅等と各会場を結ぶ電気、ハイブリッド等の次世代型環境配慮移動システムの導入可能性の検討が必要と考えます。
- ③ 小田急江ノ島線片瀬江ノ島駅駅舎の改良及び駅前広場の拡張整備について、小田急電鉄の事業着手を促進する支援が必要と考えます。
- ④ 漁船の受入に必要な片瀬漁港の施設整備に対する支援が必要と考えます。



自動運転電動カート
(古宇利オーシャンタワー (沖縄県))



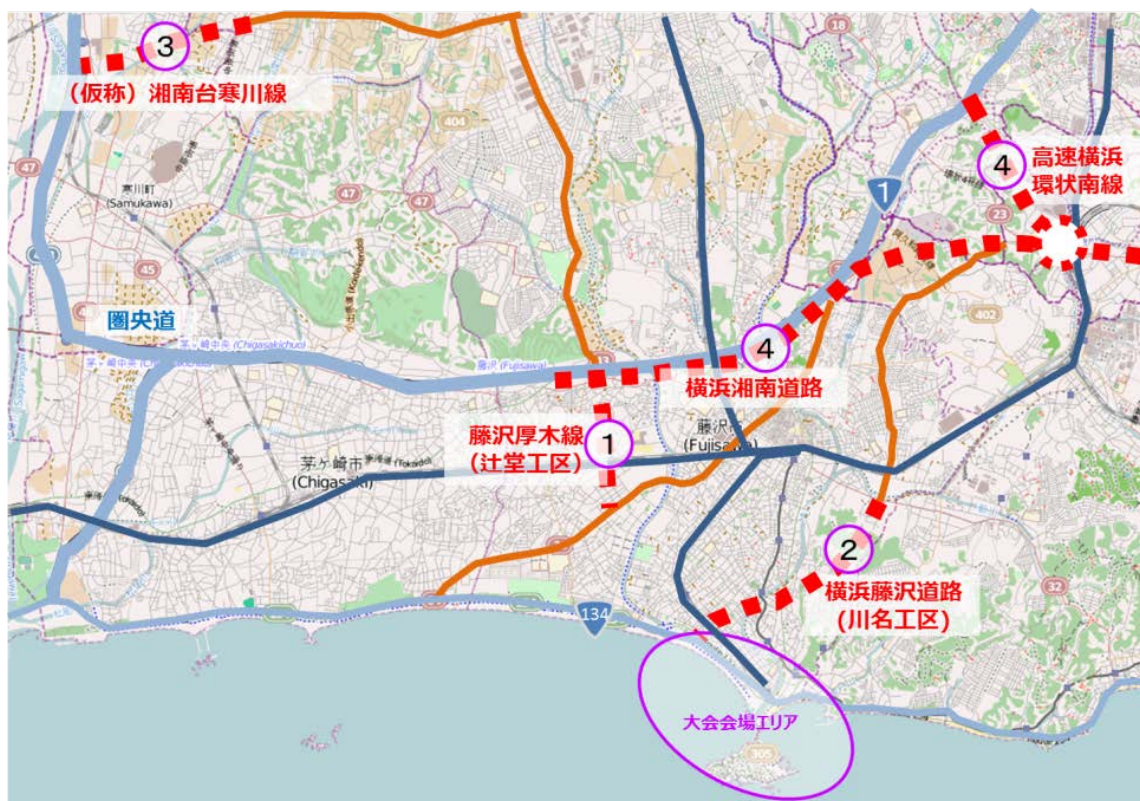
エコライド
(東京大学・生産技術研究所/千葉実験所)

<4 競技大会以降を見据えたレガシー対応について>

- ① 大会期間中の選手，オリンピックファミリー等への対応並びに島民の生活及び経済活動の共存の観点から，また，大会以降の地域振興，公共施設の老朽化対策の観点から，江の島大橋の幅員拡張整備及び江の島弁天橋の再整備が求められています。
- ② 湘南海岸公園における駐車場を拡充するとともに，片瀬漁港内北側の空地の柔軟な活用の促進が求められています。
- ③ クリーンな海岸環境によるおもてなしを進めるに当たり，かながわ海岸美化財団による清掃を強化することが必要と考えます。

<5 広域道路環境の改善について>

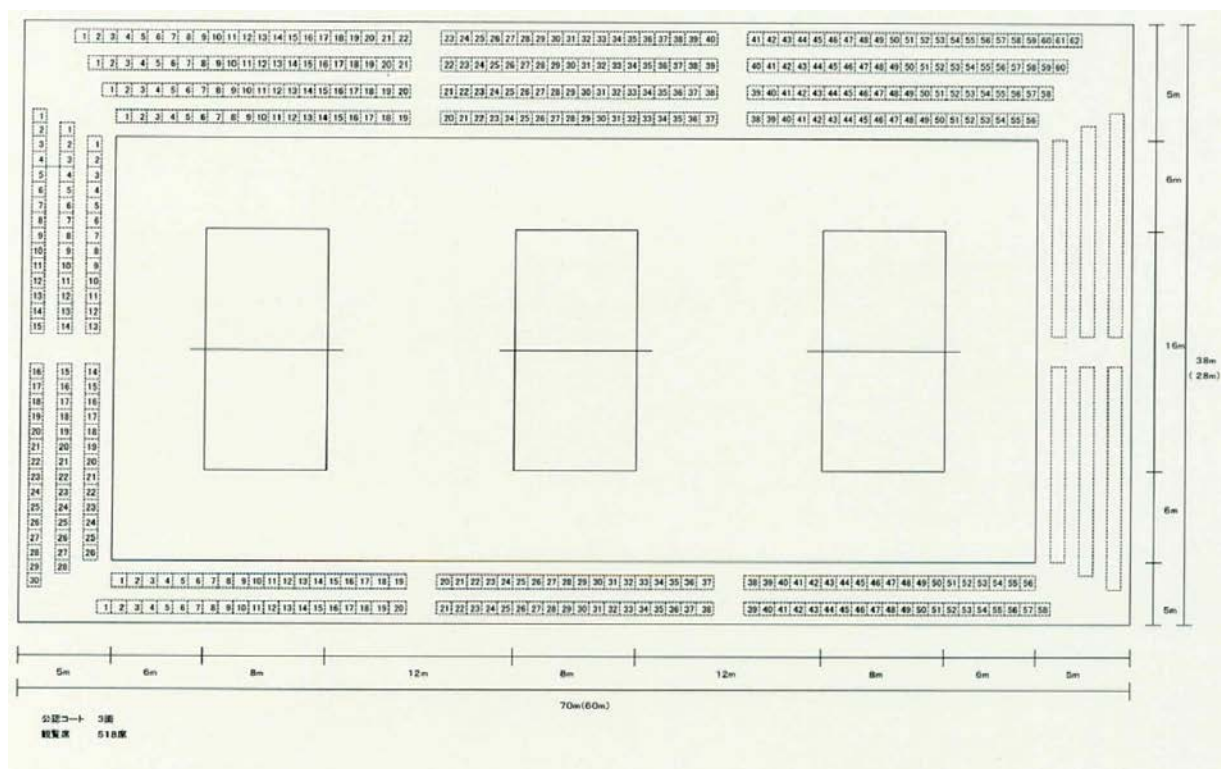
- ① 都市計画道路藤沢厚木線辻堂工区について早期の事業着手が必要と考えます。
- ② 都市計画道路横浜藤沢線川名工区について早期の事業進捗が必要と考えます。
- ③ (仮称)湘南台寒川線の早期の事業進捗が必要と考えます。
- ④ 横浜湘南道路及び高速横浜環状南線のできるだけ早期の供用開始に向けて，国等に働きかけることが必要と考えます。



＜6 ビーチバレーボール競技の事前キャンプ誘致について＞

セーリング競技大会に加え、日本ビーチバレー発祥の地として多くの市民に愛されているビーチバレーボール競技について、事前キャンプの誘致を成功させるため、次の取組を要望します。

- ① 将来的な国際大会等での活用を視野に入れ、事前キャンプ誘致の条件となる鵠沼ビーチレクリエーションゾーン内の練習環境の整備として、ビーチバレーコート3面と観客席を有し、ビーチサッカー、ビーチテニス等でも活用できる多目的コートを整備してください。
- ② 事前キャンプの際に必要な更衣室、会議室、シャワー施設、夜間照明施設については、移動式トレーラー等による臨時的な対応が可能となるよう、拡張性を持った湘南海岸公園の再整備を進めてください。
- ③ 自然海浜会場としての優位性を伸長するため、事前キャンプを行う選手のリラクゼーションと以降の国際大会等での予選会場として、鵠沼海岸への養浜対策を推進してください。



(市担当課 企画政策部企画政策課)

2020年東京オリンピック・パラリンピック藤沢市庁内推進会議の報告について

7月1日付で企画政策課内に「東京オリンピック・パラリンピック準備担当」を設置しました。今後の迅速かつ効率的な検討，実施に向け，本年4月9日付で設置した専門部会を拡充して組織体制等の検討について進めます。

1 検討事項

2020年大会における施設設備，運営等に係る協議，調整事項の整理等を行うことに加え，関係する庁内各所管業務の確認と，本大会運営のための適正な組織体制の検討を行います。12月までに平成28年度以降に本大会運営に必要な組織体制案を構築します。

2 構成など（下線が新たに追加する部会員）

次の課から選出される職員により構成します。なお，今後の事業の増加等により，関係課の変更，追加をすることがあります。

専門部会の会議については，月一回程度，開催の予定です。

(1) 総務部 行政総務課，職員課，防災危機管理室

(2) 企画政策部 平和国際課

(3) 生涯学習部 スポーツ推進課

(4) 福祉部 障がい福祉課

(5) 保健医療部 保健医療総務課

(6) 環境部 環境総務課

(7) 経済部 観光課，農業水産課

(8) 計画建築部 建設総務課，都市計画課

(9) 都市整備部 都市整備課

(10) 土木部 土木計画課

3 情報提供

専門部会での検討状況・組織委員会や県からの情報については，庁内推進会議に報告するとともに，業務増や県との共同プロジェクトの設置等に関する事項については，総務主管者会議にも情報提供します。

4 藤沢市誘致・支援委員会への報告について

7月16日（木）に平成27年度第3回未来（あした）をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・支援委員会を藤沢商工会館ミナパークにて開催し，組織体制検討のための専門部会設置について報告を予定しています。

規約の改正について

1 改正理由

江の島におけるセーリング競技本大会会場としての承認決定に伴い、前回委員会後に複数の委員から委員会名称の変更要望があったことから、規約の改正を提案するものです。

2 規約の改正

規約名称及び規約第1条中の「未来（あした）をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・支援委員会」を「未来（みらい）につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会」に改める。

改正案	現行
<p><u>未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会規約</u></p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この委員会は、<u>未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会</u>(以下「委員会」という。)と称する。</p>	<p><u>未来（あした）をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・支援委員会規約</u></p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この委員会は、<u>未来をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・支援委員会</u>(以下「委員会」という。)と称する。</p>

3 委員会名称案の背景

(1) 本市江の島がセーリング競技会場に決定したことに伴い、本大会支援の機能強化を図るとともに、誘致から支援に向けて市民の気運を高揚することから、委員会の名称については、端的かつ誘致を含めた包括的な「支援」のみとするものです。

(2) 「未来（あした）をつかむ」は2020年東京オリンピック・パラリンピックの招致におけるテーマであり、現在の大会基本計画においては、大会ビジョ

ンを「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」「そして、未来につなげよう（未来への継承）」としているため、青少年への感動の継承とレガシーとしてのマリンスポーツの発展の意味を込め、ビジョンの一つである「未来（みらい）につなぐ」を名称に取り入れるものです。

未来（あした）をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・
支援委員会規約の一部を改正する規約

題名及び第1条中「未来をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・
支援委員会」を「未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員
会」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

提案理由

平成27年6月8日に国際オリンピック委員会理事会において、第32回オリン
ピック競技大会（2020／東京）のセーリング競技を本市江の島で開催する会場
案が承認されたことから、委員会の役割を見直すに当たり、その名称を変更する必
要による。

未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会規約 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会規約</u> （名称）</p> <p>第1条 この委員会は、<u>未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会</u>（以下「委員会」という。）と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 委員会は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を全市を挙げて支援し、観光振興や地域経済、生涯スポーツ、国際交流等の活性化及びシティプロモーションの推進並びに市民生活の向上につなげ、以って市民一人ひとりが藤沢市を郷土として心から愛し、生き生きと暮らすことができる湘南の元気都市として発展させることを目的とする。</p> <p>（掌理事項）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を掌理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 誘致及び支援に係る方針、計画等の検討、協議 ② 誘致及び支援事業実施に係る担任、進捗状況等の検討 ③ 市内関係機関との連絡、調整 ④ 前3号に掲げるもののほか委員会の目的を達成するために必要なこと。 <p>2 委員会は、前項各号に係る事務の一部を委員会以外の者に委</p>	<p><u>未来（あした）をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・支援委員会規約</u> （名称）</p> <p>第1条 この委員会は、<u>未来をつかむ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市誘致・支援委員会</u>（以下「委員会」という。）と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 委員会は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を全市を挙げて支援し、観光振興や地域経済、生涯スポーツ、国際交流等の活性化及びシティプロモーションの推進並びに市民生活の向上につなげ、以って市民一人ひとりが藤沢市を郷土として心から愛し、生き生きと暮らすことができる湘南の元気都市として発展させることを目的とする。</p> <p>（掌理事項）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を掌理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 誘致及び支援に係る方針、計画等の検討、協議 ② 誘致及び支援事業実施に係る担任、進捗状況等の検討 ③ 市内関係機関との連絡、調整 ④ 前3号に掲げるもののほか委員会の目的を達成するために必要なこと。 <p>2 委員会は、前項各号に係る事務の一部を委員会以外の者に委</p>

託することができる。

(委員)

第4条 委員会は、別紙に掲げる出身母体から選出された委員により組織する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 3名

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員会の承認を得る。

(役員職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、委員長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事のうち議決を要すると議長が認めた事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

託することができる。

(委員)

第4条 委員会は、別紙に掲げる出身母体から選出された委員により組織する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 3名

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員会の承認を得る。

(役員職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、委員長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事のうち議決を要すると議長が認めた事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第9条 委員会は、第3条各号に掲げる事項を専門的具体的に検討するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会から委任された事項を検討・実行する。

3 作業部会は、委員会が指名する者をもって組織する。

4 作業部会に部会長を置き、必要に応じてメンバー以外の関係者を出席させることができる。

5 その他作業部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

(事務局)

第10条 委員会及び作業部会の事務局は、藤沢市企画政策部企画政策課に置く。

(規約の改廃)

第11条 この規約を改廃する場合は、委員会の承認を経るものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営等に関する事項は委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月16日から施行する。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第9条 委員会は、第3条各号に掲げる事項を専門的具体的に検討するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会から委任された事項を検討・実行する。

3 作業部会は、委員会が指名する者をもって組織する。

4 作業部会に部会長を置き、必要に応じてメンバー以外の関係者を出席させることができる。

5 その他作業部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

(事務局)

第10条 委員会及び作業部会の事務局は、藤沢市企画政策部企画政策課に置く。

(規約の改廃)

第11条 この規約を改廃する場合は、委員会の承認を経るものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営等に関する事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成26年5月15日から施行する。

委員会組織の体制等の検討について

セーリング競技会場として江の島が承認されたことから、当委員会の組織のあり方や今後の体制等の検討について進める必要があります。

1 委員会組織の体制等について

組織体制の検討のため、未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会規約第9条に規定する作業部会（組織等検討部会）を設置します。

①名称

組織等検討部会

②所掌事務

支援方針計画の策定、計画実行に必要な体制の検討

③部会員の構成

正副委員長が指名する者

[参考] 未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会規約(抜粋)
(掌理事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を掌理する。

- (1) 誘致及び支援に係る方針、計画等の検討、協議
- (2) 誘致及び支援事業実施に係る担任、進捗状況等の検討
- (3) 市内関係機関との連絡、調整
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(作業部会)

第9条 委員会は、第3条各号に掲げる事項を専門的具体的に検討するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員会から委任された事項を検討・実行する。
- 3 作業部会は、委員会が指名する者をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長を置き、必要に応じてメンバー以外の関係者を出席させることができる。
- 5 その他作業部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。